平成２２年（フ）第９８８号
宮城県塩竈市花立町１番37号　シティフローラル101号
債務者　金野　祐花
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１２６号
宮城県黒川郡大衡村大衡字塩浪３番地21
債務者　宮野久美子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１３５号
仙台市若林区中倉３丁目18番７号
債務者　粕川　浜子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１７４号
宮城県大崎市岩出山下野目字沖川原153番地
債務者　千葉　　香
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１８７号
宮城県大崎市田尻字小才下122番地13
債務者　阿部　　誠
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１８８号
宮城県栗原市一迫真坂字上要害４番地
債務者　三塚のり子
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１８９号
宮城県栗原市一迫真坂字上要害４番地
債務者　三塚　光博
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１９３号
宮城県栗原市若柳字川北古川27番地
債務者　菅原　康子
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第４３号
宮城県気仙沼市神山４番地２　コーポウノイソアパート10号室、前住所宮城県気仙沼市赤岩老松137番地
債務者　高橋　直樹（旧姓小野寺）
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで　仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２２年（フ）第４７号
秋田県由利本荘市大鍬町128番地２　サンベルデ親和202
債務者　矢河美由喜
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで　秋田地方裁判所本荘支部

平成２２年（フ）第４８号
秋田県由利本荘市川口字家妻244番地８
債務者　三浦　千鶴
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで　秋田地方裁判所本荘支部

平成２２年（フ）第４９号
秋田県由利本荘市東梵天132番地３
債務者　田代　光恵
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで　秋田地方裁判所本荘支部

平成２２年（フ）第２５４号
金沢市窪４丁目522番地、従前の住所石川県白山市専福寺町402番地２
債務者　稲垣　和樹
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで　金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３８４号
金沢市昌永町14番22号　片岡ビル302号、従前の住所金沢市西念２丁目23番18号、従前々の住所金沢市間明町２丁目247番地
債務者　田中　平昭
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで　金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４６号
山梨県上野原市桐原1606番地
債務者　木戸　勇雄
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで　甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第４８号
山梨県南都留郡富士河口湖町小立2785番地５
債務者　川上　直子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで　甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第５１号
山梨県上野原市上野原2004番地１
債務者　森屋　雅貴
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで　甲府地方裁判所都留支部破産係